

令和 7 年度渋川市空家活用支援事業補助金交付要領（案）

令和 7 年 4 月 1 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市内の空家の利活用を促進し、良好な市街地の形成と定住の促進を図るため、空家のリフォームを行う者に対し、リフォームに要した費用の一部を補助します。
内容	1 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」）は、次に掲げるリフォームを市内に事業所を有する法人又は個人事業主が施工するもので、工事費（消費税及び地方消費税を含む。）が 20 万円以上のものとします。 （1） 屋根の葺替、塗装及び防水等、雨とい等の修理及び交換並びに外壁の張替及び塗装等の外装改修 （2） 部屋の間取りの変更及び模様替え （3） 根太、大引等の床組補修 （4） 床、壁及び天井の張替、塗装等 （5） 断熱改修 （6） 畳の取替、表替等 （7） 建具の取付け、交換及び張替、開口部の設置等 （8） 浴室、洗面室、便所、台所等水回りの改修 （9） 住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラス、サニールーム等の設置及び交換 （10） 給湯設備機器の設置及び交換 （11） 照明（単に電球、蛍光灯等の交換を除く。）、コンセント、スイッチ、住宅設備機器、住宅防災機器等の設置及び交換 （12） リフォームに伴う給排水衛生設備、空気調和設備、電気設備、ガス設備及びオール電化設備の改修及び交換 （13） バリアフリーとなるもの（手摺の設置、段差の解消、廊下の拡張等） （14） 省エネルギー化となるもの （15） その他市長が認めるもの 2 次に掲げるリフォームは、補助対象外とします。 （1） 家具、機器（中古を含む）のみの購入 （2） 下水道接続、合併浄化槽等の設置 （3） 車庫、物置、倉庫等（住宅と一体になっているものを除く）の設置又は改修 （4） 外構の改修 （5） 10 平方メートルを超える増改築

	(6) 空家の解体（リフォームに伴う部分解体は除く。） (7) 公共事業に伴う補償の対象となるもの (8) 市の他の補助制度により補助対象となるもの (9) その他市長が対象外と認めるもの
補助対象空家	補助の対象となる空家は、概ね1年以上の空家とします。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りではありません。
補助対象者	1 補助対象事業を実施する次に掲げる条件をすべて満たすものです。 (1) 空家の所有者である個人（空家を購入し、居住する目的でリフォームを行う個人を含む。） (2) 次に掲げるものを滞納していないこと。 ア 市区町村税（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）した市区町村のもの イ アに掲げるもののほか、市外に住民登録がある者で、本市の市税が課税されているものにあつては、当該市税 (3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
補助対象経費	補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために要した経費（消費税及び地方消費税を含む。）とします。
交付金額	1 補助金の額は、補助対象経費の10分の1とし、30万円を限度とします。 2 次のいずれかに該当する者は、補助金の額に20万円を加算するものとします。ただし、複数の該当があっても一の該当とみなします。 (1) 指定転入者（渋川市に住民登録をして1年を経過しない者を含む。） (2) 若者夫婦世帯 (3) パートナースhip宣誓世帯 (4) 子育て世帯 (5) 居住誘導区域内にある空き家をリフォームする者 3 上記により算出した額が補助対象経費を超える場合、当該算出額から当該超過した額を控除して得た額を補助金の額とします。 4 上記の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、300万円です。限度額に達した時点で受付を終了します。
交	(1) 補助金の交付は、補助対象者及び補助対象の空家に

付 手 続 等	交付条件	つき1回限りとします。 (2) 補助対象者が当該空家に居住する場合は、リフォーム終了後速やかに住民登録をしてください。 (3) 補助対象者が当該空家に自ら居住しない場合は、リフォーム終了後速やかに当該空家の利活用に努めてください。
	交付申請の方法、時期等	補助対象事業に着手する前日までに建築住宅課へ書面の提出にて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。 渋川市空家活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。 (1) リフォーム前の状況を明らかにする空家の写真 (2) リフォーム内容を明らかにする図面 (3) リフォームの見積書の写し (4) 世帯全員の住民票の写し (5) 市区町村税の納税証明書（未納額のない証明用）又はこれに代わるもの（本市が渋川市税の納税状況を確認することに同意する場合は除く。） (6) 空家の登記事項証明書又はこれに代わるもの (7) 売買契約書の写し（前号により所有権が確認できない場合に限る。） (8) パートナースhip宣誓書受領証の写し（該当者に限る。） (9) その他市長が必要と認める書類 【注1】(4)及び(5)に掲げる書類は、申請時に住民登録をしている市区町村のものとする。 【注2】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。 【注3】書類審査の他に、必要に応じて現地調査等を行う場合があります。
	交付決定の時期等	申請のあった日から10日以内に交付決定します。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市空家活用支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知します。
	変更交付申請の方法、時期等	申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市空家活用支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。 (1) 渋川市空家活用支援事業補助金交付決定通知書又は渋川市空家活用支援事業補助金変更承認通知書の写し

	(2) 変更内容を明記した図面 (3) 見積書、請求書等の写し（金額が変更の場合に限る） (4) その他市長が必要と認める書類
変更の承認	変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市空家活用支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知します。
リフォーム中止の方法	補助金の交付決定を受けた者が、リフォームを中止するときは、渋川市空家活用支援事業補助金工事中止届出書（様式第5号）に渋川市空家活用支援事業補助金交付決定通知書又は渋川市空家活用支援事業補助金変更承認通知書の写しを添えて提出してください。
承継申請の方法、時期等	補助金の交付決定を受けた者が死亡した場合は、その相続人（以下「承継者」という。）が承継することができます。 渋川市空家活用支援事業補助金承継申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて申請してください。 (1) 渋川市空家活用支援事業補助金交付決定通知書又は渋川市空家活用支援事業補助金変更承認通知書の写し (2) 住民票の写し又は交付決定を受けた者との続柄が確認できる書類の写し (3) 住民票除票又は死亡が確認できる証明書の写し (4) その他市長が必要と認める書類
承継の承認	承継申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を空家活用支援事業補助金承継承認通知書（様式第7号）により承継者に通知します。
実績報告の方法、時期等	補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川市空家活用支援事業補助金事業完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 (1) 渋川市空家活用支援事業補助金交付決定通知書又は渋川市空家活用支援事業補助金変更承認通知書の写し (2) リフォーム後の住宅の状況を明らかにする写真 (3) 領収書又は支払が確認できる書類の写し (4) 世帯全員の住民票の写し（リフォーム後当該空家に居住する場合に限る。） (5) その他市長が必要と認める書類
補助金の額の確定	実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、報告内容が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市空家活用支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により交付すべき補助金の額を確定します。

請求の方法	渋川市空家活用支援事業補助金請求書（様式第 10 号）により請求してください。
交付決定の取消し	次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。この場合は、空家活用支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により通知します。 （１） この要綱に規定する要件に該当しなくなったとき （２） 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 （３） 補助金を他の用途に使用したとき。 （４） この要綱の規定に違反したとき。
補助金の返還	次のいずれかに該当する場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。この場合、渋川市空家活用支援事業補助金返還命令書（様式第 12 号）により通知します。 （１） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額 （２） 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額
申請書等の様式	渋川市空家活用支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号） 渋川市空家活用支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号） 渋川市空家活用支援事業補助金変更交付申請書（様式第 3 号） 渋川市空家活用支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第 4 号） 渋川市空家活用支援事業補助金工事中止届出書（様式第 5 号） 渋川市空家活用支援事業補助金承継申請書（様式第 6 号） 渋川市空家活用支援事業補助金承継承認通知書（様式第 7 号） 渋川市空家活用支援事業補助金完了実績報告書（様式第 8 号） 渋川市空家活用支援事業補助金確定通知書（様式第 9 号） 渋川市空家活用支援事業補助金請求書（様式第 10 号） 渋川市空家活用支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号） 渋川市空家活用支援事業補助金返還命令書（様式第 12 号）
取扱担当課	渋川市役所建築住宅課（第二庁舎） 電話 0279-25-7191（直通） 0279-22-2111（内線4711） メールアドレス ken-juu@city.shibukawa.gunma.jp